

公共下水道の使用料や受益者負担金などを審議します

～岩出市公共下水道事業運営審議会 中間答申～

資料 2

岩出市役所 事業部 下水道課

1. はじめに～公共下水道事業運営審議会とは

岩出市では、平成13年度より公共下水道事業に着手し、平成20年度の一部供用開始に向けた整備を進めています。下水道の完成には長い期間と多額の費用がかかるため、完成まで事業を継続できる運営基盤の確立が不可欠です。一方で下水道法は利用可能となった全ての住民に下水道への接続義務を定めていることから、その使用料や受益者負担金は住民の負担に直結し、利用に際しての負担は低廉なものが望ましいこととなります。

そこで、これらの課題について住民や学識経験者の意見を反映し、もって今後の円滑な事業運営に資することを目的として、平成18年1月に委員10名からなる「岩出市公共下水道事業運営審議会」が発足し、審議会会長に市長から下記内容についての諮問を行いました。

1. 公共下水道受益者負担金に関する事
2. 公共下水道使用料に関する事
3. 公共下水道の普及促進に関する事
4. その他市長が下水道事業上必要と認める事項に関する事

これまでの審議において、住民の方々には下水道事業そのものが余り知られておらず、また諮問事項が住民の負担に直結するものであることから、一度審議会の内容を広く周知してその意見を審議に反映することが重要とされました。そのため、最終答申の前に審議会としての基本的な審議方針を示した中間答申をいただき、市が広く関係住民の皆さんの意見を伺うことになりました。

2. 下水道の役割

① トイレの水洗化

悪臭や汲取りの手間から開放され、子供やお年寄りでも安心してトイレを使うことができるようになります。



② 生活環境の改善

家のまわりから汚れた水が排除されるので、悪臭や害虫の発生を防ぎ、衛生的で快適なまちになります。

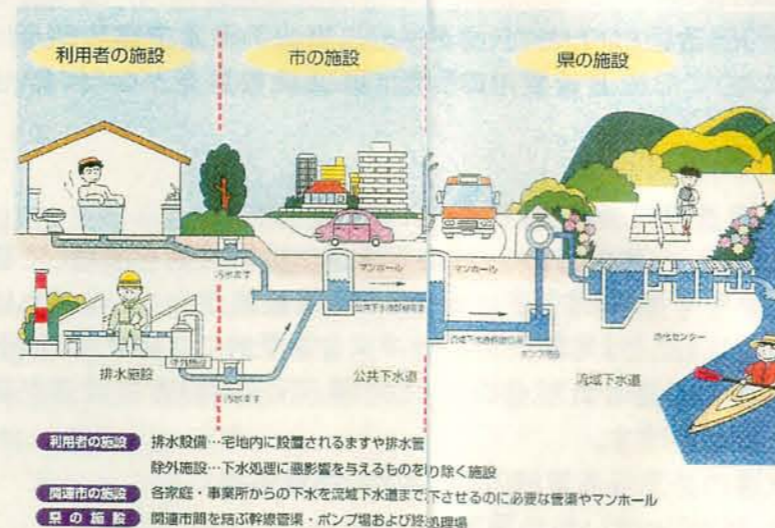
③ 公共用水域の水質保全

汚れた水を下水管で浄化センターに集め、きれいにしてから流すので、紀の川などの美しい自然を守ることができます。



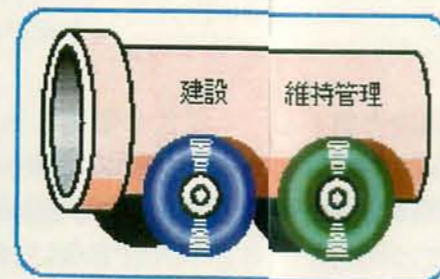
3. 下水道のしくみ

下水道の施設は、家庭や工場が設置・管理する「排水設備」と岩出市が設置・管理する「公共下水道管渠」、和歌山県が「紀の川中流域下水道事業」として設置・管理する「流域下水道幹線管渠」「処理施設」に分かれています。



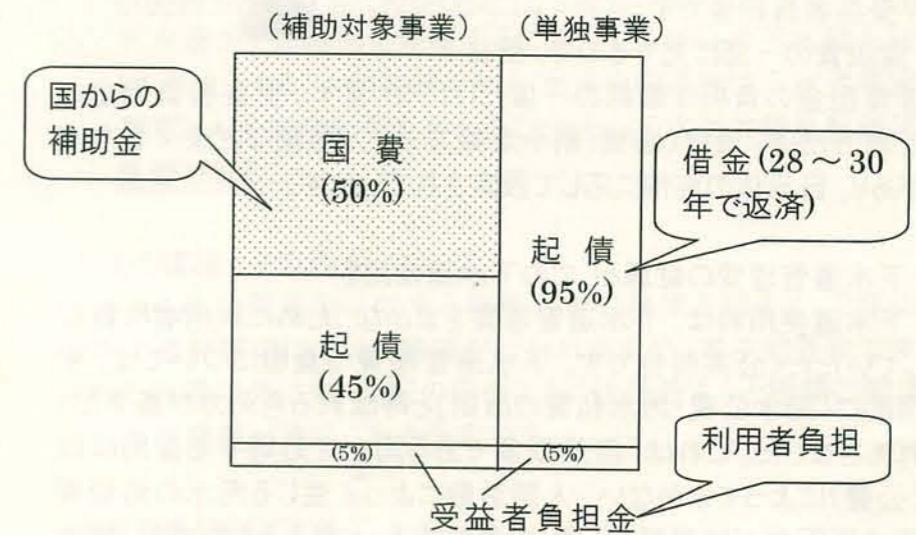
4. 公共下水道事業の財政

下水道事業は下水道施設の建設と、その維持管理に分けて考えられ、そのいずれが欠けても適切に事業を運営することはできません。



(1) 下水道建設費と財源

建設費は、下水管渠や処理場など下水道施設を建設するための費用です。その財源は国費(補助金)や起債(借金)、受益者負担金などでまかなわれています。



(2) 下水道管理費と財源

下水道事業の運営に要する費用は、「下水道管理費」と呼ばれ、管渠の点検・清掃に要する「維持管理費」と、建設時に借り入れた起債の「元利償還金(資本費)」、県が管理する浄化センターで汚水を処理するために要する費用や流域下水道の元利償還金などの「流域維持管理負担金」からなります。

下水道管理費の財源は、利用者からの「下水道使用料」や「一般会計繰入金(税金)」によってまかなわれます。

下水道管理費＝

$$\text{①維持管理費} + \text{②元利償還費} + \text{③流域維持管理負担金}$$



下水道使用料

一般会計繰入金(税金)

5. 受益者負担金と下水道使用料について

(1) 建設費の財源としての受益者負担金

下水道の場合、市の下水道整備が完了しなければ下水道のサービスを受けることができません。このような事業費を全て税金でまかなうことは負担の公平性を欠くため、下水道整備の完了した地区の方々から建設費の一部を負担していただくのが受益者負担金です。



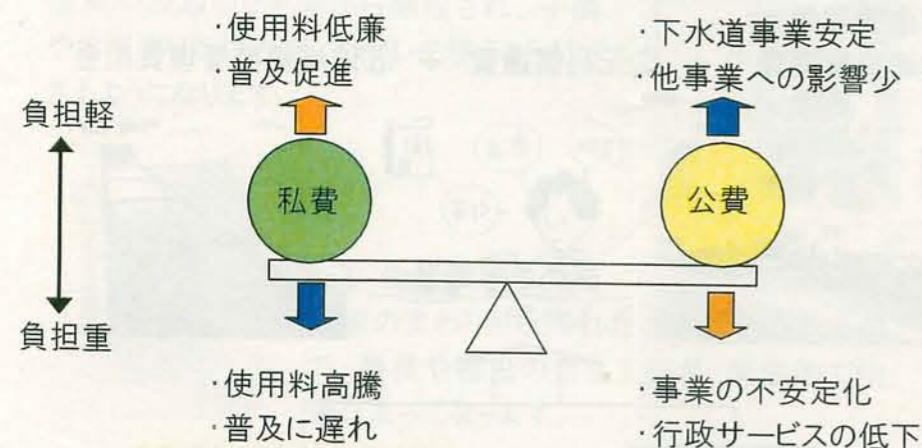
建設費の一部に充てるので、受益者負担金の負担は最初の一度だけになります。受益者負担金の計算方法は、地積(面積)割や定額方式、人数割など様々な方法があり、自治体の実情に応じて設定されています。

(2) 下水道管理費の財源としての下水道使用料

下水道使用料は、下水道管理費をまかなうために利用者に負担していただく公共料金です。下水道管理費の負担については、全国的に「雨水公費・汚水私費の原則」と呼ばれる考え方が基本とされてきました。これは「自然現象である雨水を処理する費用は税(公費)によってまかない、人間活動によって生じる汚水の処理費用は原因者が使用料(私費)で負担する」と考えるものです。岩出市の下水道は汚水のみを処理する分流式ですので、この考え方に基づけば、下水道管理費は使用料でまかなわれることになります。

一方で下水道の役割には「公共用水域の水質保全」という社会的・公共的の利益が含まれます。この考え方に基づけば下水道管理費は一般会計繰入金(税金)によってまかなわれることになります。

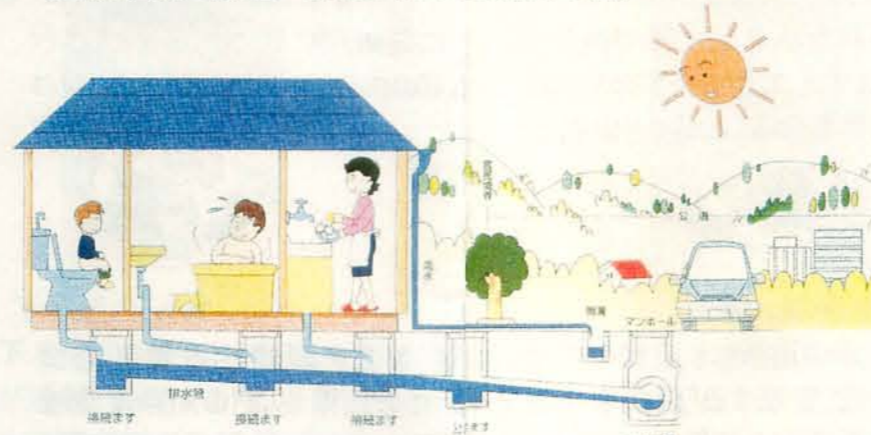
この両者の割合は一律に定まるものではなく、国から一定の基準は示されていますが、自治体の規模や下水道事業に着手した時期などによって異なっていて、今後岩出市に適した割合を検討しなければなりません。



6. 排水設備の改造と普及促進策

(1) 排水設備の改造と費用負担

公共下水道として市が設置・管理するのは下水本管から「公共共ます」までの範囲で、それより宅内側の排水管やますは「排水設備」として、個人で設置・管理していただく施設です。



既存の住宅においては、この宅内排水設備を公共汚水ますにつなぐよう改造していただく必要があります。過去の下水道工事説明会においても、この改造費用の負担が難しいとの意見が少なくありません。

(2) 普及促進策の意義と取組み

下水道は、住民の皆さんが公共下水道に排水設備を接続して初めて効果を発揮します。下水道使用料も接続率が向上しなければ増加を見込むことはできず、下水道事業を効果的に運営するには下水道料金や受益者負担金の設定と同様、下水道の普及促進が非常に重要となります。

下水道の普及促進策としては、地域の特性により、

- ① 利用しやすい料金設定
② 戸別訪問や広報活動の充実
③ 排水設備改造費の融資あっせんや利子補給制度の採用
④ 排水設備改造費の助成、奨励金制度
⑤ 下水道貯金など、事前の積み立て制度

などが行われていますが、岩出市の特性に応じた制度を設けることが求められます。

7. 審議会における審議の方針

上記の検討結果から、審議の方針が以下の様に定められました。

- ① 公共下水道事業の特性(下水道整備効果の及ぶ範囲が明確で、住民にとっては「利用できる」「利用できない」のどちらかではない)から、下水道事業の建設・運営に要する費用はその受益や利用量に応じ、利用者に負担を求めるべきであること。

② 一方で、公共下水道の目的の一つは「公共用水域の水質保全」という公共的な利益の達成であり、この目的のために下水道が利用可能な住民全てに利用義務を負わせることから、下水道事業の建設・運営に要する費用の一部は公費負担(税負担)によるべきであること。

③ 利用者負担については、岩出市の特性を十分考慮しつつ、住民が負担可能な範囲で受益の程度に応じて賦課されるべきであること。公費負担については、下水道事業の期間、事業費が規模であることから、下水道財政だけでなく、岩出市全体の財政への影響も考慮して定められるべきであること。

④ 下水道がその機能を発揮するには、住民が公共下水道へ接続(水洗化)することが前提であり、水洗化の進捗は下水道事業の運営にも多大な影響を与えることから、下水道の普及促進策が重要であること。

8. 今後の審議と主な課題について

今後この中間答申に対する意見募集の結果を踏まえ、2年の任期内の最終答申に向けた審議が行われますが、本中間答申で検討された内容以外にも、下記の例のように住民皆さんと密接に関連した様々な課題が議論される予定です。

《受益者負担金について》

- ① 受益者負担金は誰が負担すべきか?(土地所有者、建物所有者、居住者)
② 土地面積や居住人数、汚水量など、何を指標にしてどのように算定するのが妥当か?
③ 合併浄化槽を使っても受益者負担金は必要なのか?
④ 受益者負担金は建設費のどの程度をまかなうべきなのか?

《下水道料金について》

- ① 下水道事業の運営費のうち、どの程度を使用料でまかなうのか?
② 水道料金などの他の公共料金や、近隣自治体の水準と比較してどの程度にすべきなのか?
③ 下水道の運営コストは下がらないのか?

《下水道普及促進策について》

- ① なぜ合併浄化槽を廃止してまで下水道接続しなければならないのか?下水道と合併浄化槽の違いは?
② 下水道を使いやすくする方法は?(受益者負担金の報奨金、排水設備改造への融資あっせん、助成)
③ 下水道を住民に知ってもらうには?(広報への取組み)

※ この中間答申に対するご意見をお寄せ下さい。
○ 葉書・封書で 〒649-6292 岩出市西野209 岩出市役所 事業部 下水道課内 運営審議会事務局 宛
○ 電子メールで gesuido@city.iwade.lg.jp